

(別紙)

多様な情報ツールを活用した情報発信業務に係る審査基準表

審査項目		審査内容	配点	点数
1	P R 動画制作	事業の趣旨や目的等を十分に理解した構成となっているか。	10	
		業務委託仕様書を踏まえた内容で独自の工夫がなされているか。	10	
		初めて見る人に宮崎らしさを印象づけるものとなっているか。	10	
2	広告動画配信	配信媒体はターゲットへのリーチが期待されるものか。	10	
		ターゲットへの訴求が期待される編集内容となっているか。	10	
		広告効果を高めるための独自の工夫がなされているか。	10	
3	広告代理	広告媒体はターゲットへのリーチが期待されるものか。	10	
		ターゲットへの訴求が期待される企画となっているか。	10	
		広告効果を高めるための独自の工夫がなされているか。	10	
4	計画性	計画的な業務スケジュールとなっているか。	5	
5	運営体制	業務を安定的に実施することができる必要な人材や体制が確保されているか。	5	
合 計			100	0

【審査方法】

- (1) 委員は、各項目について審査を行い、採点する。
- (2) 全ての委員の点数を集計する。
- (3) 集計の結果、合計点数が最も高い参加者を受託候補者として決定する。
なお、点数が同点の場合は、委員の協議により決定する。
- (4) 委員の合計点数が最低基準点である300点（満点600点×5割）以上になった参加者がいなかったときは、受託候補者を決定しない。
- (5) 参加者が1者だけの場合、委員の合計点数が最低基準点である300点（満点600点×5割）以上になったとき、その参加者を受託候補者として決定する。